

「築地本願寺合同墓使用の手引書」新旧対照表

2021(令和3)年3月15日
築地本願寺 法要行事部 合同墓担当

	旧	新
	<p>目次</p> <p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について 1</p> <p>二、合同墓の<u>お申込み</u>について 1</p> <p>三、納骨について 2</p> <p>四、合同墓管理受託義務の消滅について 2</p> <p>五、「築地本願寺合同墓管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付について..... 3</p> <p>六、礼拝施設利用について 3</p> <p>七、その他 4</p> <p>【資料】</p> <p>●<u>墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）</u> 4</p> <p>●築地本願寺合同墓管理規程 5</p> <p>●築地本願寺合同墓施行細則 7</p>	<p>目次</p> <p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について 1</p> <p>二、合同墓の<u>お申し込み</u>について 1</p> <p>三、納骨について 2</p> <p>四、合同墓管理受託義務の消滅について 2</p> <p>五、「築地本願寺合同墓管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」の再交付について..... 3</p> <p>六、礼拝施設利用について 3</p> <p>七、その他 3</p> <p>【資料】</p> <p>●<u>一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋）</u> 3</p> <p>●<u>二、民法（抜粋）</u> 4</p> <p>●築地本願寺合同墓管理規程 5</p> <p>●築地本願寺合同墓施行細則 7</p>
P.1	<p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について</p> <p>②<u>盆会、彼岸会、年忌法要、ご祥月法要、ご命日法要等に際して読経をご希望の場合は、所定</u></p>	<p>一、合同墓ご利用に関連する参拝・読経について</p> <p>②<u>年忌法要等に際し、ご家族様のみでの個別の読経をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当</u></p>

の読経申込書に記入のうえ、本堂受付にてお申込みください。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～5月21日）報恩講前日・報恩講（11月10日～11月16日）期間および別に定める期間は、読経申込みはお受けしていません。

③納骨法要をご希望の場合は、事前にご予約ください。

二、合同墓のお申し込みについて

①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。尚、申込書には下記の事項をご記入いただきます。

1. 合同墓管理委託者氏名（実印押印が必要）・住所・電話番号・生年月日
2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の可否
3. 連絡先 ☎～☎の氏名・住所・電話番号・続柄
4. 所属寺証明印（合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

※収蔵予定者が刻銘希望する場合、申込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。

「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管ください。

日に本堂受付へお越しください。平常は本堂又は礼拝堂（本館2階）他にて読経いたします。また、降誕会前日・降誕会（5月20日～5月21日）報恩講前日・報恩講（11月10日～11月16日）期間および別に定める期間は、読経申し込みはお受けしていません。

③納骨法要をご希望の場合は、事前にご予約のうえ、当日に1階サービスデスク受付へお越しください。

二、合同墓のお申し込みについて

①管理者が、合同墓管理委託申込書（1-1・1-2号様式）を受理し、利用を受託したとき、合同墓の利用を許可したことの証明として「築地本願寺合同墓管理受託証明書（以下「管理受託証明書」という。）」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」を交付します。なお、申込書には下記の事項をご記入いただきます。

1. 合同墓管理委託者氏名（実印押印が必要）・住所・電話番号・生年月日
2. 収蔵予定者氏名・同居人の有無・刻銘希望の可否
3. 連絡先 ☎～☎の氏名・住所・電話番号・続柄
4. 所属寺証明印（合同墓管理委託者が浄土真宗本願寺派に所属している場合）

※（削除）刻銘希望する場合、申し込み手続き完了後、俗名にて刻銘いたします。原則、公的証明書（印鑑登録証明書、埋葬許可証、火葬証明書、改葬許可証）記載の通りに、所定の字体で刻銘します。なお、複数名でのお申し込みの場合、同時に書類をご提出されないと、刻銘は同一の場所に並びません。

「管理受託証明書」及び「築地本願寺合同墓納骨カード」は納骨をする際に必要となりますので大切に保管ください。

<p>P.2</p>	<p>三、納骨について</p> <p>イ) 納骨の手続き方法 (4) <u>お預かりした遺骨を粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。</u></p> <p>ロ) 収骨・分骨について ご遺骨は一名様分のお申し込みに対して一体分のみお納めいただくことが可能です。分骨の場合にも一名様分のお申し込みが必要となります。</p>	<p>三、納骨について</p> <p>イ) 納骨の手続き方法 (4) お預かりした遺骨を粉骨した後、合同墓地下収蔵室に納骨いたします。<u>なお、合同墓地下収蔵室には関係者以外立ち入りはできません。</u></p> <p>ロ) 収骨・分骨について ご遺骨は一名様分のお申し込みに対して一体分のみお納めいただくことが可能です。分骨の場合にも一名様分のお申し込みが必要となります。</p>
<p>P.4</p>	<p>七、その他 <u>資料・墓地、埋葬等に関する法律（抜粋） 昭和23・5・31 法48</u> 第一章 総則 第一条【目的】この法律は、墓地、納骨又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。 第二章 埋葬、火葬及び改葬 第四条【墓地外の埋葬、火葬場以外の火葬の禁止】 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。 第八条【許可証の交付】市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付しなければならない。 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場 第一四条【許可証のない埋葬等の禁止】①墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可</p>	<p>七、その他 <u>資料</u> <u>一、墓地、埋葬等に関する法律（抜粋） 昭和23・5・31 法48</u> 第一章 総則 第一条【目的】この法律は、墓地、納骨又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする。 第二章 埋葬、火葬及び改葬 第四条【墓地外の埋葬、火葬場以外の火葬の禁止】 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行ってはならない。 第八条【許可証の交付】市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証または火葬許可証を交付しなければならない。 第三章 墓地、納骨堂及び火葬場 第一四条【許可証のない埋葬等の禁止】①墓地</p>

<p>P.5</p>	<p>証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬または焼骨の埋蔵をさせてはならない。</p> <p>②納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。</p> <p>築地本願寺合同墓管理規程</p> <p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>①合同墓への納骨を管理委託する者(以下「合同墓管理委託者」という。)は、収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。<u>尚</u>、収蔵予定者の変更は認めないものとする。</p> <p>②合同墓管理委託者は、浄土真宗本願寺派の教義を尊重し、<u>申込み</u>以降からの法要を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する者に限る。</p> <p>③合同墓管理委託者は成人に限る。</p> <p>④合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力(暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等)に該当</p>	<p>の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬または焼骨の埋蔵をさせてはならない。</p> <p>②納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。</p> <p><u>二、民法(抜粋) 平成17・4・1</u></p> <p><u>第八九七条 祭祀に関する権利の承継</u></p> <p><u>〈条文〉</u></p> <p><u>第一項 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。</u></p> <p><u>第二項 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。</u></p> <p>築地本願寺合同墓管理規程</p> <p>(合同墓管理委託者)</p> <p>第3条</p> <p>①合同墓への納骨を管理委託する者(以下「合同墓管理委託者」という。)は、収蔵予定者を明示したうえで予め管理者の許可を受けなければならない。<u>なお</u>、収蔵予定者の変更は認めないものとする。</p> <p>②合同墓管理委託者は、浄土真宗本願寺派の教義を尊重し、<u>申し込み</u>以降からの法要を浄土真宗本願寺派の儀礼にて行うことに同意する者に限る。</p> <p>③合同墓収蔵予定者が存命の場合、合同墓管理委託者は本人か法定後見人に限る。</p> <p>④合同墓収蔵予定者が故人の場合、合同墓管理委託者は祭祀承継者に限る。</p>
------------	--	---

<p>P.6</p>	<p>しない者に限る。</p> <p>⑤合同墓の管理者は、合同墓収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、合同墓管理受託を解約することができる。その場合、管理者は合同墓収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。</p> <p>⑥前各号に定めるほか、合同墓の管理者が相当でないと認めたときは、管理委託を許可しないことができるものとする。</p> <p>但し、②・③については合同墓の管理者が特別な事由があると認めたときは上記の限りでない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、2017（平成29）年11月8日から施行する。</p> <p>改正 2020（令和2）年9月29日 以上</p>	<p>⑤合同墓管理委託者は成人に限る。</p> <p>⑥合同墓収蔵予定者・管理委託者は反社会的勢力（暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等）に該当しない者に限る。</p> <p>⑦合同墓の管理者は、合同墓収蔵予定者・管理委託者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、合同墓管理受託を解約することができる。その場合、管理者は合同墓収蔵予定者・管理委託者の損害賠償の責を負わない。</p> <p>⑧前各号に定めるほか、合同墓の管理者が相当でないと認めたときは、管理委託を許可しないことができるものとする。</p> <p>但し、②・③・④・⑤については合同墓の管理者が特別な事由があると認めたときは上記の限りでない。</p> <p><u>築地本願寺合同墓管理規程の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。</u></p> <p>附則</p> <p>この規程は、2017（平成29）年11月8日から施行する。</p> <p>改正 2020（令和2）年9月29日 <u>2021（令和3）年〇月 〇日</u> 以上</p>
<p>P.8</p>	<p>築地本願寺合同墓施行細則</p> <p>（礼拝施設の利用）</p> <p>第11条</p> <p>③礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に<u>申込む</u>ことにより、浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用することができる。利用時間は30分を限度とする。なお、利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願</p>	<p>築地本願寺合同墓施行細則</p> <p>（礼拝施設の利用）</p> <p>第11条</p> <p>③礼拝施設は、法要儀式その他の行事について、築地本願寺へ事前に<u>申し込む</u>ことにより、浄土真宗本願寺派に所属する僧侶が利用することができる。利用時間は30分を限度とする。なお、利用については、希望する法要修行日の10日前までに、所属寺住職が申請書を築地本願</p>

<p>P.9</p> <p>奥付</p>	<p>願寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>(勤行について)</p> <p>第12条</p> <p>①法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し<u>申込む</u>ものとする。</p> <p>附則</p> <p>この細則は、2017(平成29)年11月8日から施行する。</p> <p>改正 2020(令和2)年9月29日</p> <p>以上</p> <p>〒104-8435</p> <p>東京都中央区築地3丁目15番1号</p> <p>浄土真宗本願寺派 築地本願寺</p> <p>電話 03(3541)1131(代表)</p> <p>FAX 03(3541)<u>1424</u></p>	<p>寺へ提出し、管理者の許可を得るものとする。</p> <p>(勤行について)</p> <p>第12条</p> <p>①法要を希望する場合は所定の読経申込書に記入し<u>申し込む</u>ものとする。</p> <p><u>築地本願寺合同墓施行細則の内容は、予告せず変更する場合がありますので、ご了承ください。</u></p> <p>附則</p> <p>この細則は、2017(平成29)年11月8日から施行する。</p> <p>改正 2020(令和2)年9月29日</p> <p><u>2021(令和3)年〇月 〇日</u></p> <p>以上</p> <p>〒104-8435</p> <p>東京都中央区築地3丁目15番1号</p> <p>浄土真宗本願寺派 築地本願寺</p> <p>電話 03(3541)1131(代表)</p> <p>FAX 03(3541)<u>1141</u></p>
----------------------	--	--